

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

令和04年03月31日現在

(福島区役所)

使用許可/貸付	種別	施設名(財産名称)	所在地					用途	許可数量 /貸付数量	単位	相手方氏名	減免率 (%)	年間使用料総額/ 年間貸付料総額(円)	減免前使用料/ 減免前貸付料(円) ※参考金額を含む	減免理由
			市内/市外	区	町番	丁番	地番								
使用許可	建物	福島区役所	大阪市内	福島区	大開	1丁目	9-3		68.48	㎡	社会福祉法人 麦の穂	40	1,904,400	3,195,183	大阪市財産条例第7条第3項(公益上その他の事由により特に必要がある場合として財産管理者が認め
貸付	土地	もと下福島中学校代替地(児童遊園)	大阪市内	福島区	玉川	4丁目	57-2		364.72	㎡	玉川連合振興町会	100	0	2,258,346	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	もと野田保育所(コミュニティ用地等)	大阪市内	福島区	野田	5丁目	99-1外1筆		661.82	㎡	野田連合振興町会	100	0	5,584,104	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	海老江上一児童遊園用地	大阪市内	福島区	海老江	1丁目	29-4外		604.50	㎡	海老江東連合町会	100	0	9,974,244	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	海老江西コミュニティセンター	大阪市内	福島区	海老江	6丁目	3-46		158.64	㎡	海老江西コミュニティセンター運営委員会	100	0	1,076,394	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	海老江西老人憩の家	大阪市内	福島区	海老江	6丁目	3-46		393.38	㎡	海老江西コミュニティセンター運営委員会	100	0	3,245,376	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	海老江西老人憩の家	大阪市内	福島区	海老江	6丁目	3-46		161.50	㎡	海老江西コミュニティセンター運営委員会	100	0	1,381,008	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	海老江東コミュニティセンター	大阪市内	福島区	海老江	1丁目	29-37		173.86	㎡	海老江東老人憩の家運営委員会	100	0	1,564,740	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	吉野コミュニティセンター	大阪市内	福島区	吉野	4丁目	102-4		163.91	㎡	吉野コミュニティセンター運営委員会	100	0	3,010,523	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	吉野老人憩の家	大阪市内	福島区	吉野	4丁目	102-4		455.29	㎡	吉野老人憩の家運営委員会	100	0	4,951,272	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	吉野老人憩の家	大阪市内	福島区	吉野	4丁目	102-4		436.60	㎡	吉野老人憩の家運営委員会	100	0	3,534,616	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	玉川コミュニティセンター	大阪市内	福島区	玉川	2丁目	75-13		645.22	㎡	玉川老人憩の家運営委員会	100	0	9,436,332	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	社会福祉施設用地(福島区海老江1-29)	大阪市内	福島区	海老江	1丁目	29-4		249.00	㎡	海老江東連合町会	100	0	2,148,372	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	土地	上福島コミュニティセンター	大阪市内	福島区	福島	8丁目	30-6		410.35	㎡	上福島老人憩の家運営委員会	100	0	4,924,200	高齢者施策事業(福祉局)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	大開集会所	大阪市内	福島区	大開	1丁目	106		199.50	㎡	大開集会所、大開福祉センター及び大開駐車場運営委員会	100	0	3,084,684	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため
貸付	建物	野田コミュニティセンター	大阪市内	福島区	野田	5丁目	99-1外1筆		580.13	㎡	野田コミュニティセンター運営委員会	100	0	6,867,444	コミュニティ育成事業(福島区)に極めて密接に関連するため

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料/減免前貸付料(円)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。